

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 2月 1日～令和 12年 1月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 7年 2月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 7年 8月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：安心して育児休業を取得できるよう、育児休業期間中に定期的に事業所に関する情報を提供する。

<対策>

- 令和 7年 2月～ 提供情報内容の検討
- 令和 7年 8月～ 情報提供の開始